

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会会費免除に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、正会員の会費免除に関して必要事項を定めるものとする。

(免除の基準)

第2条 定款第5条第2号に定める名誉会員は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の会費を免除する。

2. 正会員で病気療養・産休育児休業等で6ヶ月以上離職した者は、本規定の定めるところにより、会費免除の取り扱いを受けることができる。

3. 正会員で災害による被災の場合、会員免除の取り扱いを受けることができる。

4. 愛媛県診療放射線技師会に30年以上継続して在籍し、本会に70,000円納付することによって会費を終身免除することができる。

(免除の申請)

第3条 前条第2項から4項の規定に基づき、会費の免除を受けようとするものは、会費免除申請書により申請するものとする。

2. 前条第3項の規定に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書に、事情の把握できる証明書を添え、申請するものとする。

(免除の期間)

第4条 第2条第2項の規定による、会費の免除は2ヶ年を超えないものとする。

2. 災害による被災の場合は、第4条1項にかかわらず災害の程度によって免除期間を理事会で決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。